（促進借入８号）

**福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ**

　（農地所有者様向け）

令和５年４月１日作成

**＜印を押す前に再度ご確認ください！＞**

１　契約書に記載されている土地に間違いはありませんか？面積もご確認ください。

２　賃借料は間違いないですか？　　　（10a当たり　　　　円です）

３　印刷された住所、氏名は間違いないですか？

４　「賃借料振込送金先指定書」の内容は間違いないですか？

（間違いやすい事例）

「貯金者」の氏名、フリガナ違い　（例：「ズ」と「ヅ」　「ジ」と「ヂ」）

５　土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表２のとおりですので、必要に応じ、土

地改良区にて手続きをお願いします。

６　精算開始年が切り替わる時期の契約（６月～８月頃）については、精算開始年度を再度

ご確認ください。（当年精算は８月までの市町村・県公告分となっており、９月以降は次

年度精算となります。）

７　土地附属物を伴う農地について農地中間管理事業に取り組む場合は、福島県農業振興公社が定める「土地附属物を伴う農地中間管理事業の取扱要領」に従い「土地附属物に関

する確認書」を農地借受者と取り交わしてください。

**＜賃借料の精算＞**

○　賃借料は、12月15日（金融機関休業日の場合は直前の営業日）に「賃借料振込送金先

指定書」の口座に振り込まれます。以下の点についてご留意ください。

(1)　契約額より手数料（賃借料の１％相当額 一契約当たり最低800円、最高8,000円)を差し引いた額が振り込まれます。

(2)　同一人で複数契約がある場合は、契約の賃借料合計から手数料合計を差し引いた額が振り込まれます。手数料合計が上限8,000円を超える場合には、手数料を8,000円に再調整いたします。

※ なお、賃借料は農地借受者から11月20日に引き落とした後、正確な精算を行うた

め、日数をいただいております。ご理解の程、よろしくお願いします。

※　また、賃借料は公社が農地借受者へ直接請求しますので、ご自分で農地借受者に　 賃借料を請求しないでください。

**＜契約内容の変更＞**

○　契約単価（賃借料単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応）や精算方法、あな

たの情報（名義、代表者、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず市町村

農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力をお願いします。

賃借料の変更については、８月までの申請であれば当年精算から、９月以降であれば

次年度精算からの適用となります。

　 また、解約については、８月までに合意となれば当年精算から、９月以降であれば次年度精算から精算がなくなります。

　 なお、解約の理由によっては、１契約あたり解約手数料6,000円を解約の原因者よりいただく場合があります。

**＜マイナンバーの提供について（賃借料が15万円を超える方のみ）＞**

○　賃借料（福島県農業振興公社と契約が継続している額の総額）が15万円を超える場合、

福島県農業振興公社が税務署にマイナンバーも含めて提出します。8月以降に関係書類をお送りしますので、マイナンバーの提供にご協力をお願いします。（1回提供いただければ、翌年以降はマイナンバーの提供を依頼しませんが、名義が変更になった場合は改めて提供依頼します）。

**＜農地中間管理機構から毎年お送りする通知＞**

　　農用地賃借料の送金通知書(兼)手数料領収書(12月下旬頃)

**※その他、ご不明な点は公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）**

０２４－５２１－９８４５（中通り、会津担当）

０２４－５２１－９８４３（浜通り担当）

０２４－５０３－０４２１（原子力被災１２市町村担当）

０２４－５２１－９８４１（賃借料精算担当）